

東広島市立平岩小学校校務運営規程

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、東広島市立平岩小学校の校務を円滑かつ適正に運営するために「東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第37条」に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「職員」とは広島県教育委員会の任命に係わる校長・教頭・教諭・養護教諭・事務職員・会計年度任用職員（非常勤講師）並びに東広島市教育委員会の任命に係わる会計年度任用職員（教育補助員・学校教育支援員等）をいう。

(運営組織)

第3条 東広島市立平岩小学校の運営組織は、職員をもって構成する。

(校務分掌)

第4条 校長は、その権限に属する事務を職員に分掌させるため、「東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第31条*②」に基づき、校務分掌組織及び分掌を定めるものとする。

- 2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては、法令・条例及び規則等に従う。
- 3 前2項に定めるもののほか、校務分掌組織及び分掌に必要な事項は、校長が定める。

(企画委員会)

第5条 校長は、学校経営管理に関し審議調整を行い、校務運営の円滑化、適正化及び効率化を図るため企画委員会を設置する。

- 2 企画委員会は、校長、教頭及び教務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事、事務職員並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 企画委員会は校長が招集し、これを主宰する。
- 4 校長は、必要と認めるときには関係者の出席を求め、報告を受けまたは意見聴取を行う。
- 5 前各項に規程するもののほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(職員会議)

第6条 校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。

(各委員会並びに主任会)

第7条 校長は、法令等に定めがあるもののほか、学校における専門的事項を調査し、学校運営を円滑に資するために、必要に応じて委員会並びに主任会を設置する。

- 2 前項の委員会は、次のとおりとする。
 - (1) 研究推進委員会
 - (2) 生徒指導推進委員会
 - (3) 特別支援教育推進委員会
 - (4) 食育推進委員会
 - (5) 学年主任会

- (6) 学校評価委員会
- (7) 学校保健委員会
- (8) 学校衛生委員会
- (9) 教材採択委員会
- (10) 不祥事防止委員会
- (11) 体罰、セクシュアル・ハラスメント、いじめ相談窓口（こころの相談室）
- (12) いじめ防止対策委員会
- (13) 学校評議員
- (14) 学校関係者評価委員会
- (15) 前項に定めるもののほか校長が必要と認める委員会

3 前2項及びこの規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は校長が定める。

（研究推進委員会）

第8条 研究推進委員会は、校内研修の推進について審議・調査し、校内研修の充実を図ることを目的とする。

2 研究推進委員会は、校長、教頭、教務主任、研究主任その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

（生徒指導推進委員会）

第9条 生徒指導推進委員会は、生徒指導の推進について審議・調査し、生徒指導の充実を図ることを目的とする。

2 生徒指導推進委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部、その他校長が認める者をもって構成する。

（特別支援教育推進委員会）

第10条 特別支援教育推進委員会は、特別支援教育の推進について審議・調査し、その充実を図ることを目的とする。

2 特別支援教育推進委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級担当、養護教諭その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

（食育推進委員会）

第11条 食育推進委員会は、食教育の推進について審議・調査し、その充実を図ることを目的とする。

2 食育推進委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

（学年主任会）

第12条 学年主任会は、学年・学級の指導力や経営力向上のために意見交流を行い、教育の質的向上に資することを目的とする。

2 学年主任会は、校長の監督の下、教務主任が主宰し、学年主任その他教務主任が必要と認める職員をもって構成する。

（学校評価委員会）

第13条 学校評価委員会は、学校評価の推進について審議・調査し、もって学校評価の充実を図り教育の質的向上に資することを目的とする。

- 2 学校評価委員会は、校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(学校保健委員会)

- 第14条 学校保健委員会は、心身ともに健康な児童を育成するために健康の保持促進について審議し、その充実を図ることを目的とする。
- 2 学校保健委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。
 - 3 校長は、前項に規程するもののほか、学校医、学校歯科医等に委員を委嘱することができる。

(学校衛生委員会)

- 第15条 学校衛生委員会は、職員の健康保持増進を図ることを目的とする。
- 2 学校衛生委員会は、校長(衛生管理者)、教頭(衛生推進者)、教務主任、保健主事、養護教諭(学校代表者)、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。
 - 3 校長は、前項に規程するもののほか、学校医、学校歯科医等に委員を委嘱することができる。

(教材採択委員会)

- 第16条 教材採択委員会は、教材の公平且つ適正な採択を行うために、教材の特性、価格等について調査・審議することを目的とする。
- 2 教材採択委員会は、校長、教頭、教務主任、教材採択担当教諭、学年代表、専科教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(不祥事防止委員会)

- 第17条 職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むため、不祥事防止委員会を設置する。
- 2 不祥事防止委員会の設置要綱は別に定める。

(体罰、セクシュアル・ハラスメント、いじめ相談窓口)

- 第18条 児童が安心して学校生活を送るとともに、教職員が職務機能を十分発揮できるような勤務環境を確保するために、体罰、セクシュアル・ハラスメント、いじめ相談窓口を設置する。
- 2 体罰、セクシュアル・ハラスメント、いじめ相談窓口の設置要綱は、校長が別に定める。

(いじめ防止対策委員会)

- 第19条 いじめの早期発見及び早期解決のための取組を推進し、校内外におけるいじめの根絶を目指し、いじめ防止対策委員会を設置する。
- 2 いじめ防止対策委員会の設置要綱並びに基本方針については、校長が別に定める。

(学校評議員)

- 第20条 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則35条2項に基づき、学校評議員を置く。

(学校関係者評価委員会)

- 第21条 東広島市学校関係者評価委員会要綱に基づき、学校関係者評価委員会を置く。

(事務処理)

第22条 学校における事務処理は、校長決裁により行う。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改正する。

この規定は、平成31年4月1日から一部改正する。

脚 注

*①東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第37条

「校長は、法令、条例及びこれらに基づく規則等に違反しない限りにおいて、その権限に属する校務に関し必要な規程を定めることができる。」

*②同上 第31条

「校長は、毎学年度の初めに、当該年度における職員の校務分掌を定めなければならない。」